

# 死亡野生いのしし豚熱サーベイランスに係る市町村との体制整備と連携強化

北部家畜保健衛生所 ○後藤 敬一

令和7年8月、県内で初めて久留米市の路上で発見された死亡野生いのししで豚熱感染が確認された。それ以降、県内で感染が相次いで確認され、11月6日時点で計20件となっている。そのほとんどは外傷なしで、その内瀕死も2件含まれており、野生いのししへの病原性が高い可能性が示唆されている。発見場所は特に耳納連山周辺で多く大宰府市でも発見されたため、これらの山間部に生息している野生いのししは高率に豚熱に感染している可能性があり養豚場への侵入リスクが非常に高くなっている(図1)。

今回はこのような状況になる前の令和6年度の取組みを報告する。事前に取り組んだことにより、野生いのししへの豚熱対策を効率よく効果的に推進することが可能となった。

## 1 令和5年8月以降の本県における野生いのしし対策強化(図2)

令和5年8月、佐賀県の養豚場で九州初となる豚熱が発生し、それ以降本県でも野生いのしし対策を強化した。まず、山間部の養豚場42戸を対象に周囲に緩衝帯を設定する県単事業を展開した。これにより、いのししが警戒し養豚場へ簡単に近づけな



図1 県内の死亡野生いのしし豚熱感染状況

い効果が得られた。

次に、野生いのしし豚熱サーベイランス(以下、サーベイ)を強化した。検査対象は、猟友会による捕獲いのしし、市町村等からの通報及び県機関に協力依頼している交通事故死に係る通報で、その検査頭数を299頭から400頭に増頭した。その内、猟友会による捕獲いのししは消費・安全対策交付金事業を活用したもので、図2のように令和5年度から令和6年度向けに依頼頭数や地域数を増やした。

## 2 当時の本県におけるサーベイの現状

それまでの検査対象は通報のみの時期やジビエ施設への協力依頼、各家畜保健衛生所で独自に依頼したりと不安定な時期があったが、令和5年度から猟友会への依頼が



図2 本県における野生いのしし対策強化①

## R5年度から消費・安全対策交付金事業を活用

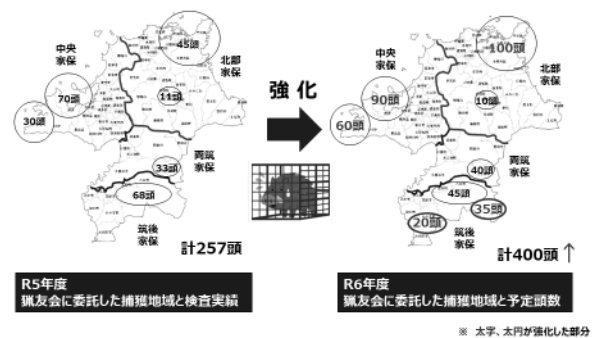


図3 本県における野生いのしし対策強化②

始まり、捕獲いのししについては安定的に検査頭数を確保できる体制を整えていた。しかし、死亡いのししの頭数は少なく、特に自然死したもの、つまり市町村等からの通報が少ない状況だった（図4）。したがって、サーベイ対象であるべき死亡または衰弱いのししを増やすために、市町村等への協力依頼を強化すべきと考えた。また、当所は北九州、筑豊及び京築地域の28市町村と広い地域を管轄しているのに対して、令和6年度に予定していた猟友会への依頼地域は2地域のみで、本来のサーベイ目的である「全域を網羅して」には不十分だった（図5）。そのため、当所独自の取組として、豚熱対策に関する市町村向けの説明会を開催することとした。

### 3 市町村向け説明会（図6～11）

管内すべての市町村を対象とし、死亡いのししへの対応方法及び豚熱対策における市町村の役割を説明した上で改めてサーベ

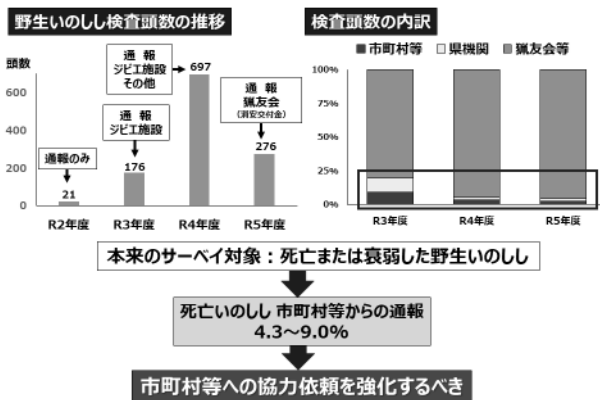


図4 本県におけるサーベイランスの現状

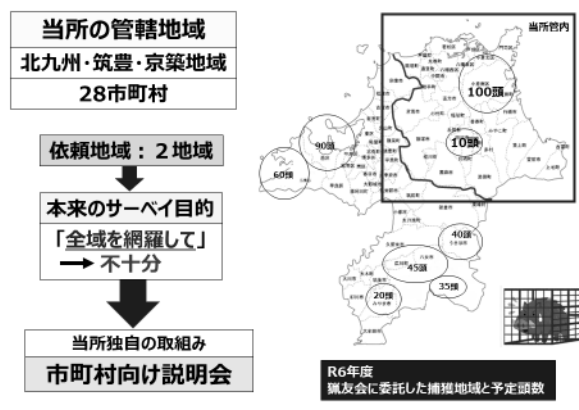


図5 管轄地域におけるサーベイランスの現状

イへの協力依頼を行い、同病への監視体制の整備と強化を図ることを目的とした。

説明会は3つの地域別で開催し、28市町村中22市町村が参加した。

資料は正確な情報を伝えるため、農水省ホームページを活用し、当時の豚熱発生状況や防疫対策の概要を示し、特にいのししが感染源として重要であること、佐賀県の養豚場において九州で初めて発生して以降は本県でもサーベイを強化していることを重点的に説明した。次に、死亡いのししを処理する通常の方法について規定する法律を示しながら、自然死等で死亡した野生動物は「一般廃棄物」に該当し、発見場所の占有者または管理者が処理、例えば路上であればその道路を管轄する自治体、民家であればその住民であることなどを説明した。また、市町村へサーベイを協力依頼している経緯や根拠について、平成30年に市町村向けに出された関係通知を示し、こ

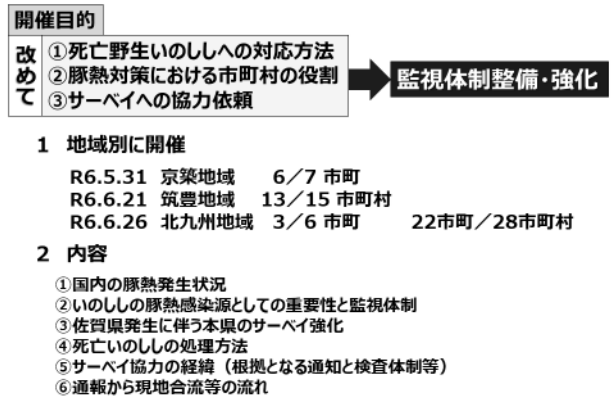


図6 市町村向け説明会の開催



図7 市町村向け説明会の内容①

の中で住民等から通報があった場合の検査体制に「市町村等を通して家保へ連絡する」と明記されており、市町村が豚熱感染を早期に把握するための重要な窓口であることを理解してもらった上で、この協力依頼は現在も継続中だと強調した。一方で、死亡いのししの処理方法は令和4年に豚熱対策を考慮して5つの関係省庁が整理し連名で出した通知を示した。この中の死体処理フローチャートで市町村が通報者の連絡窓口であり、家保へ連絡すること及び死体処理班の一員であることが明記されていることを周知した。さらに、実際に通報があった場合の具体的な流れを共有した。当時は採材の場合、病理解剖が必要だったため、検査の適・不適によって死体処理方法が変わること、特に不適の場合は市町村で処理してもらうことになることを重点的に説明した。併せて、検査に適さない場合の状態も案内した。

#### ④死亡いのししの処理方法

通常であれば・・・

野生動物が自然死または交通事故等で死亡した場合

その死体は「一般廃棄物」に該当します

誰が処理？ → 発見場所の占有者（管理者）

公共施設、工場や店舗の敷地内 → 施設の管理者  
 国道、県道、市道 → 道を管理する自治体  
 山林 → 土地の占有者、管理する自治体  
 民家 → 住民

廃棄物処理法 第5条第1項、第5項  
 「その場所を清潔に保つよう努めなければならない」

占有者（管理者）が責任をもって処理することを規定



図8 市町村向け説明会の内容②

#### ⑤サーベイ協力依頼の経緯（根拠となる通知と検査体制等）

H30年9月 岐阜県で26年ぶりに豚コレラ発生！

本県から市町村、関係団体へ協力依頼・・・以降、現在も継続依頼中  
 「岐阜県における豚コレラ発生に伴う野生動物の感染確認検査の実施について（依頼）」  
 （30畜第2008号 福岡県農林水産部 畜産課長通知、市町村へ福岡県農林部 自然環境課長経由で依頼）

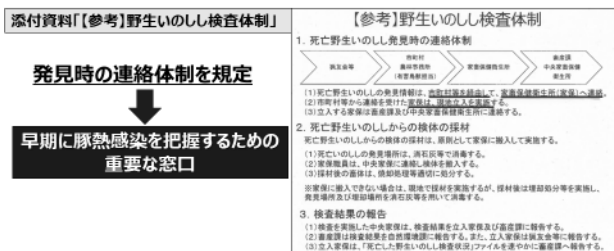


図9 市町村向け説明会の内容③

説明会の最後に、連絡窓口の再確認、死体処理班の班編制及びサーベイ頭数をより多く確保するために各庁内での関係部署との事前調整をお願いした上で、実態を把握するために状況調査を行った。

#### 4 実態把握のための調査（図12）

管内すべての市町村を対象に①住民等から通報があった場合の窓口②死亡いのししの処理方法及び③当所との連絡窓口を調査した。その結果、26市町村で回答があり①一本化は13で、内訳は農政部局8、環境部局5で、複数で対応は13で、発見場所の担当部署や従来の発見者窓口で区別等だった。②処理施設ありは18で、内訳は公共施設15（内、広域処理施設6）、民間施設5（委託業者、ペット霊園等）。施設なしは8で、土地所有者と協議し埋設も行っているものもあった。③は、ほとんどが農政部局だった。

#### ⑤サーベイ協力の経緯（根拠となる通知と検査体制等）

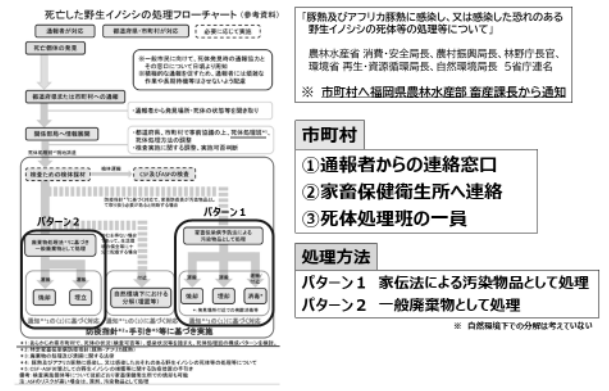


図10 市町村向け説明会の内容④

#### ⑥通報から現地合流等の流れ

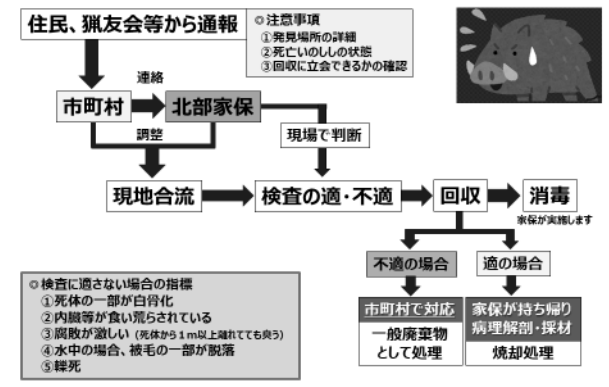


図11 市町村向け説明会の内容⑤

## 5 まとめ（図13）

今回、すべての市町村を対象に開催した説明会により、豚熱対策においてサーベイによる監視体制が重要であることを共有し、改めて協力依頼の根拠を示すことで、市町村がサーベイの重要な窓口であることの自覚を促した。また、状況調査により当所との連絡窓口を明確にすることができ、円滑なサーベイ推進が可能となった。さらに、各庁内で整理してもらったことで関係部署間で共有され、豚熱対策への理解が深まったと考える。なにより、各市町村の実情を把握でき、個別対応が可能となった。

今回の取組みは現在の養豚場への侵入リスクが高まる前だったため、事前に感染状況を「早期に幅広く把握する！」という本来のサーベイの目的を周到できた。

令和7年度もこの説明会を継続して開催しており、今後も連絡体制の維持と連携強化を図っていきたいと考える。しかし、死体処理が困難な市町があり、通報の妨げになる可能性があるため、臨機応変に対応していくという課題も浮き彫りとなった。

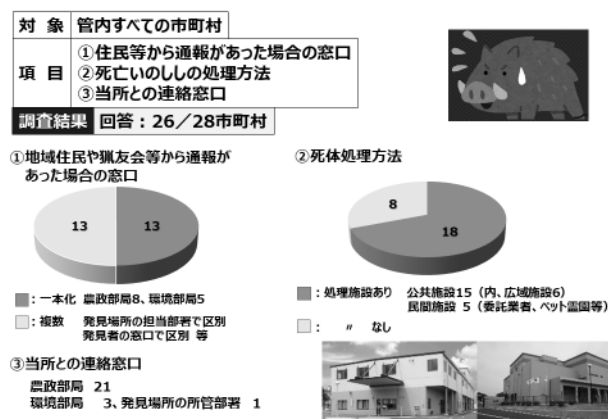


図12 各市町村の死亡いのしし対応状況調査

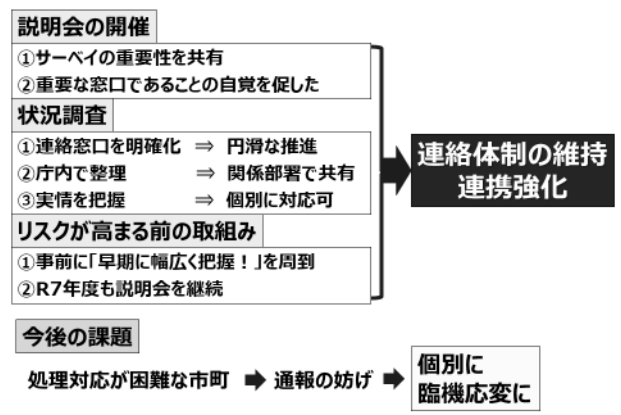


図13 まとめ